

諮詢第64号

兵庫県環境審議会

県立自然公園における景観の保護及び生物多様性の確保と適正利用の促進について（諮詢）

県立自然公園における景観の保護及び生物多様性の確保と適正利用の促進を図るため、その基本的な事項について諮詢します。

令和3年10月20日

兵庫県知事

齋藤元彦



[諮詢理由]

県立自然公園条例では、公園内の開発行為は、特別地域（特に景観に配慮すべき地区）においては「申請・許可」、普通地域（特別地域以外）では「届出」となっている。

近年、普通地域内において、残土処分地等による土地の形状変更等の大規模な開発行為により、景観や生物多様性に影響を与えるおそれがある事例が見受けられる。

本県では、山の斜面等への森林伐採を伴う太陽光発電施設の設置に対しては、「太陽光発電施設等と地球環境の調和に関する条例」に基づき、景観等の調査に加え、県独自指針により、動植物の自然環境調査を求めている。

また、国においては国立・国定公園の適正利用の促進を目的として、自然公園法の一部改正が行われた。

これらの状況を踏まえ、①県立自然公園普通地域における一定規模以上の開発行為について事前の自然環境調査を求めること、②開発行為に問題がある場合に行為の禁止を求める等の具体的な処理基準を定めること、③法改正に伴う適正な利用促進への対応を図ること等に関する基本的事項について意見を求める。